

青税連

1998.4.1

'98第31回全青税全国総会
岐阜大会を成功させよう

117

全国青年税理士連盟

東京都港区千代田5-21-12 代々木ビル303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

CONTENTS

No.117

1998.4

◇税制改正についての雑感

〈名古屋青税〉加藤 義幸 — 3~5

◇日税連役員との懇談会 ————— 6~11



◇個人会員の声

外部監査制度

地方公共団体の外部監査人の心得 〈栃木県〉秋元 照夫 — 12・13

近況報告

情熱 ————— 〈石川県〉長永 勇 — 13

青税も政治力を ————— 〈愛知県〉高取 俊二 — 14

地方の税理士会へ移転して ————— 〈福島県〉橋本 寿 — 14

◇KSK(国税総合管理)システムの問題点

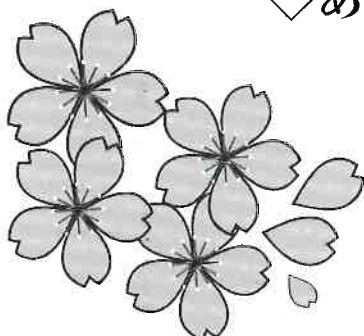
〈東京青税〉佐藤 恭子 — 15

◇PIJ報告 ————— 〈東京青税〉倉林 光子 — 16

◇法対策部より ————— 〈法対策部長〉山本 大志 — 17

◇全青税第31回岐阜大会へのお誘い — 18・19

◇あとながき ————— 〈近畿青税〉藤田 美恵子 — 20



税制改正についての雑感

名古屋青税 加藤 義幸

はじめに

全国青年税理士の理事会が岐阜市で開催され、その会議に、本年の税制改正について、説明をして欲しいと、名古屋青年税理士会会長（尾崎会員）より快く受けた。その時の内容をまとめたものであります。

本年の改正税法は、改正内容が難解であり、特に法人税法は昭和40年に戦後の税制を整備した改正以来の抜本的改正と言われる割に、税法の理論からすると意味不明の改正が多く、改正の本来の主旨を理解する必要がある。一般的解説でない見方で以下検討をします。

租税を広く捉えた財政には、①資源配分の調整（市場経済の目的である資源の有効利用、効率化）、②所得の再分配（互助精神の実現、厚生、公助）、③経済の安定（生活の確保、私的生活権の確保を支援、私助）の機能があり、我々の生活を豊かにし、社会環境を整備する役目を担っている。また、財政の主な収入源である租税について、ワグナーは次の原則を主張しています。

1. 財政政策上の諸原則として、①課税の十分性、②課税の可動性、2. 国民経済的諸原則として、③正しい税源の選択、④税種の選択、3. 課税の公平性に関する諸原則として、⑤課税の普遍性、⑥課税の平等性、4. 税務行政諸原則として、⑦課税の明瞭性、⑧その便宜性、⑨最小徴税費への努力であります。

これらの租税原則を具体的に実行するのが財政政策であり、公共政策の目標を達成するために、国民より委託された財政権（課税権、支出権、借入権）を実施することでもあります。財政は民間経済と異なり、次のような特徴があるといわれている。①社会共通の需要を満たすこと、②市場メカニズムによらず、強制原理によっていること、③民間経済が財サービスの提供により資金を捻出するのに対して、財政は租税、公債、通貨造出により資金を捻出していること、④民間は収入を計って支出を考える量入制出の原則に対して、政策

目的に見合う歳入を考える量出制入の原則に従い、⑤財政規模は減少することはないこと等が財政学の定説となっています（「税制と民主主義」スヴェン・ステインモ著、塩沢潤・塩沢恭久訳、今日社刊など）。

一. 平成10年度の税制改革

以上の財政諸原則を前提にすると、財政学的の発想では、本年の税制改革は当たり前の改革であります。「改革」が意味するのは、「改めかえること」であり、良くなることを意味し、国民の側から良くなることは「税が少なくなること」であります。税制改革での「改革」は、偽政者のための改革を意味しているの増税を意味しているようであります。

（戦後の税制改革を振りかえっての結論）

すると、法人税改革は、国の財政政策の一環としての税制改革であり、減税を期待することは当初から無かったものであります。また、徴収された税が、公共の福祉の目的に使用されていると信じていたが、実は偽政者（政策担当者と特定の団体）の利益がもっと優先的に処理され、民衆が置き去りにされていたのであろう（スヴェン・ステインモ著前掲書等）。

二. 財政担当者のモラルと税制改革

税制改革の前にやるべきことは、政府税調委員長である千葉商科大学の加藤寛先生が次のような興味ある発言（雑誌「税務通信」98年2月号、税務経理協会）ではないでしょうか。「明治の初めの税制改革時には、松方正義が時の大蔵省の役人を一堂に集めてデフレ政策を実施するから、国民が塗炭の苦しみを味わうのであるから、関係する者は一人といえども汚職をしてはならないと訓示した」ことであります。すなわち、長期間にわたり政府税制調査会の会長自ら、税制改革に先立ち、現在の大蔵省（公務員全体と理解すべきでしょう）の職員はいかがと問いかけた発言ではなからう

か。

(中日新聞3月8日参考、高級官僚の高額退職金問題、最近の大蔵省の汚職問題等)。

三. 法人税改革のポイント

- ① 第一は税収確保のための改革である。
- ② 次に、法人税が昭和40年以来改正されていないこと。
- ③ 法人税率が諸外国に比較して表面的に高いこと。
- ④ 諸外国からの規制緩和の要求に伴い、金融の自由化による企業の外国への流失防止のため。
- ⑤ 法人税の改正により表面税率を引き下げた部分は、引当金の抑制や収益の計上の時期を早めることにより短期に増税を計ったこと。
- ⑥ 中小会社の使用人等の給与を公務員の給与に抑制したこと(私企業の給与の統制化)
- ⑦ 今回の改革には、バブル時期の土地にかかる罰則的課税制度の見直しがありますが、正常な状態に戻した税制であり、このことが恩典と理解し宣伝することは慎むべきであろう。等であります。

四. 税制改革と問題点

以下改革の理由とその問題点を見ていきます。

- ① 法人税の抜本的な改正が昭和40年以来30年以上改正されていないことによってどのような問題が発生したかは、税調の議論でもあまり明確になっていません。多くの指摘は外国との調和、比較論やその制度がないとの指摘であった。しかし、引当金で問題となった賞与や退職金制度は日本の独自の労使関係からできた独自の制度であり、外国にはない制度です。従って、この制度が諸外国にはないから「引当金としては計上しなくてもよい」、との議論は、全く社会の現状を無視した議論ではなからうか。
- ② また、給与については、中小企業、同族会社の株主にかかる家族使用人を「特殊関係使用人」と定義し、税制上支出を規制することとなりました(法36条の2)。この結果、同族会社の役員と使用人は、税務調査を通じて給与の最高額(税職員と同額)に抑制されることとなり、長期的には高額報酬への期待がなくなり労働

意欲を減退させる。この改正は一見不正をした会社を取り締まるようであるが、(イ)公務員の家族は、縁故で公務員となれないこと、(ロ)政治家の家族は、秘書と言う名の下に家族を準国家公務員と、さらに世襲制により代議士になれること、(ハ)民間企業は上場企業においても世襲制があり、中小会社に至って経理は乱脈であるとの認識が前提ではないでしょうか。これはまさしく商法改正での「中小会社の監査の導入」時の議論とまったく同じ発想であり、「ミンクのコートを会社の経費に付けている」これを排除するには外部監査が必要であるとの議論であります。ところが本当のところは、発案者である官僚の日常の行動(高級料亭での遊興や商品券や高級車、挙げ句の果てはマンション等の贈り物に対する羞恥心の懺悔(ザンゲ)の心)から発した規制ではなからうか。

③ 税率の問題は、その国の社会制度によって異なる。例えば、多くの国では中央、地方の政府は必要な税は原則として各政府が独自に徴収し、日本のように国(中央)が徴収し、国(中央)の裁量により中央集権を維持するために分配する制度を採用していない。すなわち、税での国と地方の関係では、それぞれが独立しているので、正しくは統計的に比較できない。日本のように統制社会の表面的な税率での比較はできなく、これを比較して日本は低いからあげる必要制がないとの議論は乱暴です。

④ また、税率では、事業税(地方税)が所得課税と同様な方法であるため、これを外形課税(課税標準の変更)することにより、法人税とは異質の税種目になり、税率は自然と下がるので、早急に制度の改革をすることを前提に議論され、この結果、アメリカの税率と同じ率となる、との議論であり、法人税改革に、急遽地方税の改革が遡上しに乗り提案されたわけである。これは課税強化のための方策を模索した結果であろう。

⑤ 金融の自由化と法人の海外への流出は、検討したがその事実がないから問題とはならないとしています。しかし、多くの企業は本年の4月からの金融の規制緩和に対して不安を持っています。売掛金や買掛金、商品代金の支払や受け取りは円だけでなくドルやマルク等から自由選択ができるようになり、すでに多くの企業ではこれに対して、

手当てをし、外為手数料の削減に努力しています（日経ビジネス）。これが定着すると海外進出への抵抗感はなくなります。今後、2ないし3年後の状況を想定して問題点を議論したであろうか、過去の事実をもとに税制改革がなされていたら、数年で税制が陳腐化し、改正が必要となります。すなわち、税率は思いきった引き下げが求められるところでもあります。

⑥ 企業会計が養ってきた会計ルールは無視したことであります。先ほどの引当金等の計上は、企業会計では発生主義と実現主義の調和と慣習の蓄積により構築されてきたルールですが、税収確保の元で否定されました。今後も会計ルールが法人税により歪めることとなります。いっそ、アメリカのように企業会計と税務会計が分離していれば、会計ルールの無視はなくなります。このような提案を積極的にすべきではありますが、計り知れない未知の制度改革はできないでしょう。

五. 税法上の認識基準が公会計基準（収支会計）に移行

今回の法人税の改革は、減税とならないよう改革をすることを前提に議論しており、税調委員の多くは疑問としながら改革をした点であります。結果、税率では3%～2%の引き下げましたが、一方、引当金の計上を規制し、収益の早期計上を進めた点である。

① この収益の早期計上については、権利確定主義が管理支配基準を基に再構築されようとしている点であります。具体的には沖縄での反戦地主の地代相当の賠償金の一時払金の税務上の取扱いに見られます、地裁と高裁判決が異なり早期納税と確定税収確保をいかに進めるかの現われであります。

② 収入（益金）は実現主義（権利確定主義）または現金を受領した場合は現金の管理が支配的になった時のいずれか早い方を収入すべき時期と認識し、（割賦販売や延べ払い基準、工事進行基準の見直し）

③ 経費（損金）は未払や引当て等の見積もり計上は原則としないで、確実に支払ったときに計上をするという考えであります（引当金の計上、債務確定の3つのテストの変更になろう）。

これらの考え方は、財政収支の会計（財政法による経理）により近づけようとする方向と伺われる。従来の企業会計を基とした利益を一部修正して課税標準を算定する方法からの変更であろう。

六. 少額減価償却の限度額引き下げと経済の抑止効果

事務合理化や産業の消費経済を促進する目的で、少額減価償却は拡大してきた。その結果、現在では、資産とは20万円を一つの目安としていたが、今回の改正では取得価額が20万円から10万円に引き下げられた。この結果、企業経営者の少額資産への投資意欲を削ぐこととなる。その最も大きく打撃を受けるのが、日本のリーディング産業であるコンピュータ関係の商品であります。年初より、10万円代の機種が多くなり企業の購買意欲が現れ、売上増加が期待されていたが、4月以降、売上は減少し日本経済はトンネルに逆戻りしそうである。

七. その他の問題

中小法人の交際費の損金額範囲の引き上げ（10%から20%）により、いよいよ交際費は課税の玉手箱になり、税務論争の材料となった。次のターゲットが広告宣伝費、福利厚生費等が財源探しの焦点になり、とどまることを知らない増税策が編み出されよう。

一方、注意したいのが社会保険関係の増額である。税では難しくなると、福祉という名を借り、社会保険の増額を基に財源確保と進むこととなろう。

大学生（無収入者）から国民年金を徴収する制度は、凶作にあえぎ、無収入となった農民から年貢を取りたてる悪代官の仕業とでも言え、もってのほかであり、これが民主主義かと疑いたくなる。

さらに、歳入に目を引かれていることから、歳出の監視（地方公共団体等の監査委員）を「税理士の使命」として勧める必要があるだろう。

以上、もう一つの税制改正についての意見とさせていただければ幸いです。

日本税理士会連合会役員との懇談会

日時：平成9年11月11日（火）午後3時30分～5時

会場：日本税理士会連合会 会館会議室（7階）

I 出席者

日本税理士会連合会

森 金次郎 会長（近畿税理士会）
今野 和郎 副会長（東北税理士会）
平山 玲晔 副会長（東京税理士会）
久原 久 副会長（九州北部税理士会）
池田 隼啓 専務理事（近畿税理士会）
山川 巽 専務理事（東京税理士会）
水越 昭平 専務理事（東京地方税理士会）
徳重 寛之 総務部長（東京税理士会）

以上8名

全国青年税理士連盟

橋本 和枝 会長（東京）
木下 盛弘 副会長（東京）
宮川 雅夫 総務部長（東京）
麻木 義弘 広報部長（近畿）
山本 大志 法対策部長（東京）
名倉 明彦 東京青税会長
福島 秀一 東京青税副会長
富田 光彦 東京青税総務部長
畠山 譲治 近畿青税代表幹事
中江 嘉和 近畿青税総務部長
尾崎 秀明 名古屋青税会長
津島 良敏 埼玉青税代表幹事
桐谷美千子 千葉青税会長
増田 和明 神奈川青税副代表幹事
高取 俊二 前会長（名古屋）

以上15名

II 日税連 森会長 挨拶の要旨

今日は皆さんと、忌憚のない話しをしたい。

14税理士会の意見を真摯に受けとめ、全国63,000人の会員の期待に応えるため、会内統一をはかり、執行部一同一致協力して会務にあた

っており、現在では一枚岩でがんばっている。

急速な時代の変化を迎え、変革の波は税理士業界にも押し寄せているが、「あるべき税理士制度」確立のための絶好の機会ととらえている。

最優先課題として、来年度中に次の3つのことを軌道に乗せたいと考えている。

① 地方自治体の外部監査人としての税理士の資質の向上

地上自治体の公会計という企業会計とは根本的に異なる会計制度に関して、外部監査人として税理士が十分に能力を発揮できるように資質の向上のための研修事業をスタートさせたい。具体的には、自治省担当者等と監査制度の勉強会を実施し、官庁会計の研究・監査マニュアルの作成を行ったうえで、単位会での研修を実施したい。

地域社会への貢献は、税理士の社会的使命でもあると考える。

② 会館取得問題解決の促進

現在日税連が入居している高橋ビルは、3階が事務局（職員約40名）と役員室、7階が会議室であるが、手狭になっている。

3月の理事会において、会館取得資金調達のための会費については3,600円に増額することを決定していただいた。この会費については、平成10年度は増額しないが、平成11年度からは増額をお願いする予定である。

従来、会館取得特別委員会を、正副会長を含めた会館建設推進本部へ改組し、学会態勢で取り組むこととしている。

会館取得に要する資金は上限50億円とし、自己資金10億円、借入金40億円の予算を見積もっている。

なお、寄付金・協賛金といった会員からの別

途資金拠出をお願いすることはしない。

規模としては、敷地面積350坪、建物の延べ床面積1,500坪程度としたい。

いずれにしても都心に土地を求めることとなるが、交通のアクセスを考え最適の場所を確保したい。

建物については、会員の研修施設や関連団体の入居を考えているが、単位会の意見を聞きながら設計していきたい。

③ 税理士法改正の推進

税理士法改正対策特別委員会を設置し積極的な活動を展開していきたい。行政（国税庁・大蔵省）・立法（議員）双方に積極的に働きかけている。法律改正となると、大蔵省では主税局が担当になるのが、現在、税制改正作業中というところもあって、主税局からはこれといった感触を得ていない。

今年の6月に税理士制度改革推進議員連盟が自民党有志議員によって組織され、ワーキングチームによって作業が進められているので、強く働きかけをしていきたい。

「タタキ台」21項目のうち、7項目くらいは、会則・規則の改正で実現が可能かもしれないので充分検討していきたい。運動方針としては、今回は「タタキ台」21項目に限定して改正の実現を求めていく。ただし、地方自治体の外部監査人問題との絡みで、税理士業務（第2条）に「地方自治体の外部監査」を入れるようにすべきかどうかという問題は前向きに検討していきたい。

Ⅲ 全青税 橋本会長 挨拶の要旨

全国青税は、全国3,000名余の若手税理士で構成されている組織です。

日頃から税理士業務に関わる諸問題に取り組んでおり、さまざまな活動・意見表明などを通して、真に国民のための税理士制度が実現できるようがんばっています。

最近の活動としては、本日、11月11日午前中

に住民基本台帳法改正試案に反対する国会陳情を行いました。この住民基本台帳法について、日税連としてはどのような対応をされるのかお聞かせいただきたいと思います。

11月9日には神戸で秋季シンポジウムを開催し、消費税についてさまざまな観点から詳細な研究を行いました。このシンポジウムの冊子を皆様に贈呈いたします。

8月には韓国ソウルで全国大会を開催するとともに、韓国税理士考試会と国際シンポジウムを開催して日本と韓国の税務行政及び税理士制度の比較研究を行いました。韓国では7月1日に納税者権利憲章が制定されました。日本でも納税者権利憲章の制定を実現させるために、日税連としても行動していただくよう期待しております。

又、日税連の会務運営については会員の声を聞き、民主的に行っていただくようお願いいたします。

Ⅳ 懇談会議事の要約

1 日税連の機構改革及び会務運営について

① 税理士法又は会則を変更して改革を望む事項

宮 川 全青税では、昭和57年に機構改革の要望書を提出したりして、はやくから機構のより民主的な改革と会務運営の民主的な執行を要望してきたが、次の点について質問したい。

a 総会における意志決定の方法

宮 川 税理士会連合会から税理士連合会への法改正や、総会への代議員制導入などの会則改正などをしてほしいが、できないのかわか。

山 本 日税連で決定されたことは各単位会の会員の権利義務に直接関わることだから、全国の会員の総意によって執行される組織に改革すべきではないか。

b 役員選任のルール

宮 川 各単位会会長14名プラス理事100名の合計114名で行う現行の会長選任方法には、全国63,000名の組織の長を選ぶ選び方として問

題があるのではないか。

増 田 平成5年の会務制度委員会の具申がなされているのに、その後立ち消えになってしまっているのではないか。具申内容に沿って改革を推進していただきたい。

今野副会長

a 現行法上、独立した建議権を持つ各税理士会がそれぞれ公益法人として設立・運営されている以上、その連合体として日税連が存在することになる。

会連合会がよいのか士連合会がよいのかを、今後議論する必要があることは認める。

今すぐ答えが出るようにするのは困難である。

b 現在は間接選挙制であるが、織本会長時に投票数を増加した経緯がある。

ただし、時代の変遷を見つめ将来に向けての議論が必要であると考えます。

税理士登録は日税連が行っているが、自律機能をどこに持たせるかといった視点が必要である。

具申のことは忘れてほったらかしているというわけではない。社会の動きを見ながら適切に対処していきたい。

② 現行法・会則においても対応できる政策

宮 川 法改正や会則改正がなくても執行部・会長の気持ち次第で改革できるのではないかと考えられる次の点について質問したい。

a 会務の情報公開（会議の議事録の公開等）

宮 川 会議の議事録や経理帳簿の閲覧を会員に認めるなどして会務情報をより広く公開するつもりはないのでしょうか。

橋 本 理事会の議事録は閲覧させてもらえるのですか。

b 会員による理事会への議案提案

宮 川 理事会の審議状況を知るために会員が理事会の傍聴をさせてもらうことができないのでしょうか。また、会員から議案を提案することはできないのでしょうか。

橋 本 私たちの要望書による提案などは理事

会に届いているのでしょうか。

c 評議員会の活用

高 取 評議員の1人の率直な要望として是非お聞きいただきたい。評議員制度がありながら一堂に会する評議員会が開催されておらず、書面による意見聴取のみにとどまっているのはいけないことなのではないか。議案についても、予算・決算なども会務に関する重要事項なので評議員会に諮るべきではないか。

徳重総務部長

a 日税連として高度情報メディアの利用が可能かどうか検討していきたい。

理事会議事録は秘密扱いではないので閲覧請求は可能なはずである。（他役員に異議なし）

b 本日は執行部役員8名全員が出席しているが、このように直接話し合うことのできない一会員の声であっても、これは取り上げるべきものは取り上げていきたい。単位会で取りまとめてもらいたいが、各会員が直接会長宛に寄せてくれても差し支えない。

池田専務理事

b 日税連の諸機関はすべて各単位会選出の役員及び委員によって構成されているので、会員の声は執行部に間違いなく届いている。

今野副会長

c 評議員会に対しては、会館取得・会費値上げ等の重要事項についての意見聴取を行っている。

評議員の交通費や会場の確保など予算面・執行面の現実からすれば、書面による開催もやむを得ないことをご理解いただきたい。社会福祉法人や学校法人等の公益法人における評議員会と異なり、あくまでも議決機関である理事会を重んじている。

③ 会館取得に際して会員の意見の聴取

宮 川 単独取得方針の会館の建設プランは、確定する前に会員に公開すべきだと思うが、いかがか。また、決定前に全青税と協議する

場を設けてもらうことはできないかどうか。

森会長

建物については、会員が利用できるものということで、会員の声を十分に聞いてプランを練っている。今野委員長がよく聞きすぎるくらい聞いて検討しているのでなかなか進展していないといっけよくらいだ。

土地については、いくつかの候補から選択することを検討するようなときに、いろいろな声を聞いていたのではかえってややこしくなる可能性もあるので、そういう時にはしかるべく対処したい。

今野副会長

要望は充分わかる。①会員に納得がいく価格であること、②安全な土地である、③アクセスのよい場所であること、の3点を満たし、会員の期待に応えられる会館にしたいと努力している。土地の350坪というのは、建物のモデルプランからの結果として出てきた数字である。

研修会場・資料保存・情報の中心という会員が利用できる会館を作りたいとがんばっている。とにかくもう少し待っていただきたい。

(ここで、今野副会長は東北会の「税を知る週間」会務のため退席。)

④ 税務援助についての要望

津島 税務援助の実施方法を日税連は各単位会に指導監督することができないかどうか。

関東信越会は一種独特のやり方で、現在でもかなり過重なのに更に過重な援助活動を強いられそうになっているので、各単位会と同程度に軽減するよう指導監督してほしい。

久原副会長

各単位会が独自のやり方でやってきた歴史的な経緯があり、日税連で定めたルールから次第にズレてきたところもある。社会的要請も変わってきているし、還付申告も申告のうちであるから、各単位会の援助のやり方にも

地域格差が出るのはやむを得ないだろう。

1.5日は規則なので守らなければならないのは当然だが、日税連では規則を守って実行するよという指導しかできない。守らないからといって強制的に何らかの措置をするというのは不可能である。はっきり言って、関東信越会内部で解決すべき問題である。

水越専務理事

連合会会則は、税理士法の要請から各単位会における税務援助施策の実施を義務化しており、具体的施策は各単位会において実施しているもので、連合会の指導対象外であると考ええる。

2 税理士制度関連について

① タタキ台の審議状況(報告) / 97年12月以降の動向

富田 会長の挨拶の中で総論的な内容の紹介はしていただいたので、さっそく各論に入るため省略させていただきます。

② 税理士の法的地位

a 税務訴訟における税理士の地位

増田 出廷陳述権を獲得するためには、弁護士会の理解を得る必要があると思うが、そのための施策はどのようにしていくのか。

b 税理士会の自主性の確立

増田 税理士会の自主性確立の必要性について、「タタキ台」には十分な説明が欠如しているのではないか。

池田専務理事

税理士法改正については、特別委員会を設置し21項目の範囲内で処理していきたい。制度部において21項目を更に絞り込む作業を行う予定である。

森会長

今回の税理士法改正運動は、「タタキ台」の21項目でやらせてほしい。

a 税務訴訟については、補佐人なら何とかな

るだろうが、出廷陳述権まではどうだろうか。
弁護士会会長とよく話してみたい。

平山副会長

a ある弁護士と話をした感触だが、税務訴訟についての補佐人にはあまり抵抗がないようだし、税理士が補佐人になればかえって仕事がしやすそうだ。税理士法に「代理人として」の文言があれば何とかなるのではないだろうか。道は決して閉ざされているものではない。

宮川 入れるとすれば第1条だが、これは21項目に入っていないのではないか。

平山副会長

第1条の「信頼にこたえ」の6文字を「代理人として」と読み替えられればよいのだが、とにかく税理士法の中に「代理」の文言がないのが残念である。

③ 資格取得制度

a 試験免除（法第8条関係）

畠山 資格取得は一元化するのが望ましいのではないか。「タタキ台」から「審議状況」にいたる間に、内容が修士に厳しくOBに優しく変質しているがどうか。

b 登録前研修制度

畠山 いろいろなレベルの登録者がいるから一定水準の資質を得るための登録前研修が必要だという議論の前に資格取得制度改革問題を解決すべきなのではないか。

森会長

a 資格取得制度については、やはり一元化すべきであると考えている。資格取得制度の一元化なくしては、税理士に対する社会的評価の向上はあり得ないといっても過言ではない。先の地方自治法改正に際しても、現行の資格取得制度が隘路となっていたと感じている。

b 研修については、登録時も一般研修も法廷強制研修とすべきである。地方自治法改正運動の時、あちこちで「税理士にはいろいろいるからどうも」とか、「勉強しない税理士が多いから」という声を聞き、やはり研修をしな

ければ社会的地位向上にはならないとの感を深めた。

④ 税理法人制度（国際化・規制緩和等の社会環境の変化への対応ということで⑤と一括質疑）

a 税理法人の必要性の認識

b 「タタキ台」において法人主体型を採用した理由

桐谷 税理法人制度がなぜ必要なのか、どのように認識しているのか。東京会や東京地方会では個人主体型を提案しているようだが、どうして法人主体型を採用したのか。

⑤ 国際化への対応

名倉 WTO（世界貿易機関）での規制緩和の議論が進展し、国際化ということが避けて通れなくなろうとしているが、日税連ではどのように対応していくのか。

池田専務理事

④ 国際化時代においては個人の税理士だけでは対応しきれないことも生じてくるであろう。納税者のための確かな業務を提供できるようにするために必要であるとの観点から法人制度の導入ということになった。共同事務所形態も、選択肢の一つではある。

⑤ GATS（サービス貿易に関する一般協定）交渉は政府間における交渉であることから、WTO対策室を拡充し、外務省などを通じての情報収集に努めるとともに、日弁連など他士業団体とも連携をとって今後の対応策を講じていきたい。

規制緩和問題では、すでに政府の規制緩和推進計画の中の具体的措置として、「総合的な法律・経済関係事務所の開設」というものが掲げられており、早急な対策が必要とされていることを充分認識している。

森会長

④ 法人制度導入問題については、地域によって温度差がかなりある。さまざまに多様化したクライアントのニーズに応えるためには必要であると考えている。

問題は寡占化をどう排除するかということで、今後の重要な検討課題と認識している。とにかく情報を集めて対応していきたい。

V 平山副会長 閉会の挨拶の要旨

和やかなうちにも真面目な話し合いをするこ

とができて大変よかった。

今後とも日税連会務にご理解をいただき、どんどん素直な意見を寄せてほしい。

このあと懇親会の用意がされているが、我々東京会の3名は参加できない。東京会の会務があるためなのでどうか勘弁してほしい。

懇親会 午後5時30分～7時 会場 会席料理「碗宮」

懇談会において、当方が用意した質疑「No. 116参照」の全てを討議できなかったため、席を移動した懇親会の席上、尾崎会員より商法改正による会計調査人制度について、

- a 導入のための運動として、具体的な施策はしているか。
- b 制度化された場合の受け入れ体制はどう考えているか。
- c 当初の導入目的が変質しているのではないか。

と質す。それぞれ、

- a 議員に対して要望はしている。
- b 商法対策特別委員会でマニュアル作りを検討している。
- c 古くて新しい問題となっていて、いささか陳腐化してきている。仕切り直しといったところか。

という解答を得た。日税連において商法改正問題は一休止の感がした。

その後も様々な話題について活発な意見交換を行った。残念ながら宴席では詳細な議事を録れなかったことは許していただきたい。

(文責 麻木義弘)



個人会員の声

地方公共団体の外部監査人の心得

栃木県 秋元 照夫

1. 地方公共団体への外部監査制度の導入の背景

昨年2月、政府は「地方自治法の改正案（地方公共団体への外部監査制度の導入）」を国会に提出した。この法律案において外部監査人の資格者としては、弁護士、公認会計士、公務監査に対する実務精通者とされていたが、税理士も登用するように税政連が関係国会議員に対し緊急陳情活動を行った結果、「税理士」を追記するとの修正案がメデタク議決された。税政連の大きな成果であると幹部は自負しているのである。

それでは、なぜこのような法案が導入されたのか？

皆さんご存じの通り、地方自治体の「官官接待・カラ出張・カラ飲食」等の不正支出が全国各地のオンブズマンによって摘発されたことにより、内部牽制作用が無いと証明されたからである。

2. なぜ税政連が陳情活動しなければ「税理士」が登用されないのか？

私は「税理士」がどれだけ社会に貢献しているか。すなわち、税理士法第1条「使命」が世間（この場合は自治省）から認められているかということに尽きると思うからである。

つまり、自治省は「税理士」を本質的には「税務署の下請機関」と見ているから初めから入ってなかったのである。

98年には情報公開法が成立する予定である。税務署も当然情報公開の対象になってくるが、税理士会及び税政連の幹部の偉い先生方は「税務署のカラ出張や内偵費」など調べる勇氣などあるのだろうか？

本当に独立して対等な立場の職業なら「税理

士」が真っ先に「税務署」を調査すべきである。税理士法第1条「…納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」を、国民（納税者）から認められるような社会正義も含めた「使命」に改正し、それに従い活動すれば税政連が陳情活動などしなくて済むはずである。

3. 地方公共団体の監査委員制度の実態

監査委員については、地方自治法には195条から202条にかけて定められている。決算は監査委員の審査に付されなければならないと地方自治法で定められており、その役割は大変重要である。監査委員の定数は、都道府県及び人口25万以上の市の場合は4人とし、その他の市では3人または2人（どちらか条例で定める）、町村では2人または1人（どちらか条例で定める）とされている。監査委員になる要件は、「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政管理に関して優れた識見を有する者及び議員」とされている。議員のうちから選任する監査委員の数は監査委員の定数が4人のときは、2人または1人とされ、3人以内のときは1人とされている。

要するに、定数が4人のときは学識経験者2人と議員2人から構成されるのである。

全国各地のオンブズマンによって「様々な不正支出」が摘発され、さらに自治体自ら全庁調査を行い、数億円から数十億円に及ぶ不正支出を公表しているのである。なぜ、監査委員が見できなかったのか？ 監査委員は何をやっていたのか？と県民及び市民が思うのは当然である。

私は現在「市民オンブズパーソン栃木」というオンブズマン組織の事務局長をやっている関係上、監査委員に対し監査請求を行い且つ口頭

意見陳述を3回ほど行った。その経験から監査委員制度の実態を垣間見た。つまり、監査委員は、監査委員制度が本来果たすべき職責、即ち、地方公共団体の事務の執行や運営に対して厳しく監視し、是正し、住民全体の利益を守るという責任を果たしていないということである。監査請求事案についても、住民訴訟を提起するための単なるセレモニーにすぎない。このような監査委員制度は宇都宮市や栃木県だけではなく大部分の自治体にも言えることだと思う。

そのような監査委員制度になってしまった原因は何か？

議員監査委員については、議会最大会派から選ばれ、市長（あるいは知事）はその会派と与党とし、それを拠り所にして行政運営を行っている。このような立場の議員監査委員に、独立した立場から厳正な監査を行うことを期待することは不可能であるといっても言い過ぎではない。

また、専門監査委員について、1人は自治体職員のOBで且つ管理職の前歴を有する者が選任され代表監査委員になられて、もう1人は公認会計士が選任されているのが多くの自治体の現状である。この専門監査委員が行政運営に精通しているからといって、あるいは専門知識を有しているからといって、それを批判し、監視する能力を持っているわけでは決してない。監査委員として求められるのは、批判し、監視し、是正する機能なのである。非常勤である1人の公認会計士が、膨大な資料の監査など絶対できるはずがない。即ち、当局によって職業を利用して

いるのである。

4. 外部監査人となる税理士に求められるものは何か？

上記の説明の通り、監査委員制度は有名無実化している。そのような状況下で外部監査人となる税理士に求められるのは、批判し、監視し、是正する能力と勇気である。決して、名誉職などと考えるはならない。この制度により懸念されることは、当局に外部監査人制度を利用されないことである。現に群馬県では「公費支出適正化委員会」を設置し、公費支出にお墨付きを与えている。この委員会は副知事など10人で構成されている。このようなメンバーで本当にチェックできるはずがない。

外部監査人が市民（あるいは県民）に責任を持って職務を全うするのなら、非常勤ではなく常勤以外絶対できない。監査事務局ですら信用できないのであるから自治体から完全に独立したスタッフで監査体制を作らねば真の外部監査はできないであろう。

地方自治法の外部監査人の資格者に「税理士」が導入されたと喜んでいて、当局の「提灯持ち」になっていたのでは納税者から相手にされなくなることは明白である。

私のように「オンブズマン」をやっているような税理士は、今の状況では税理士会から仮に推薦されても、当局は監査委員及び外部監査人に選任しないこともまた明白である。

現代の「妖怪」は、悪知恵が働くのである。

情 熱

石川県 長永 勇

金沢青税クラブを解散してもう20余年が経過した。今では若い時の情熱もなく、青税とは一体何だったのか、仕事にどのように役立ったのか不明のまま、税理士の定年に近づいている。

一定の目的を持って会を運営される皆様は大変です。はっきりした成果が得られる訳でもなく、ただ危機意識のもと活動して波風を起こし、やがて静かになる。人生はそんな活動から何か

をつかみ自己満足する。人は何を沢山つかんだかによってその人の価値がきまる。

小生最近、建設業経理事務士1級検定試験に情熱を燃やしている。財務諸表、財務分析、原価計算の3科目で、税理士と同じく科目合格がある。レベルも丁度よく、仕事は控え目にして合格という目標に向かって自己満足する今日この頃である。

青税も政治力を!

愛知県 高取 俊二

2月7日(土)午前7時にバスで長野に着きました。今日から長野オリンピックです。開会式を見て、名古屋からやってきました。テレビで見ると実際に観戦するのは大違いなような気がします。

私たちの実務においても、百の学習よりも一つの体験が重要だということだと思います。

今、私たちの業界は特別減税や法人税改革など実務家の意見を全く無視した役人の意向によって左右されています。それに打ち勝つためには、何と云っても政治力を身につけなくてはならないでしょう。青年税理士の中から国会へ人材を送れるよう頑張らしましょう。



地方の税理士会へ移転して

福島県 橋本 寿

私は以前、東京税理士会に所属していましたが、生まれ故郷へ戻る事になり、3年ぐらい前に或る地方の税理士会へ転入しました。戸惑うことが、2、3ありましたので参考にお聞き下さい。

(1) 地方税理士会の本部で、新規登録者研修を受けましたが、研修会場には神棚が。税理士会会員は神様を祭る様にと、誰が決めたのでしょうか。税理士会に特定の宗教のお守りやお札を祭るのは、宗教の自由に抵触するのではないかしら。宗教に無神経な税理士が多いためか、誰も問題にしない様です。ちなみに私は仏教徒ですが、税理士会館に神棚を祭るのは、おかしいと思いますよ。

(2) 税務署の敷地内に、管内の税理士のネームプレートが表示されています。驚いたのは、その順序が、あいうえお順ではなく、税理士番号の順でもなく、支部への入会順なのです。結局、支部への貢献度という意味なのでしょうが。当然、私は一番最後に表示されました。まあ、どうでも良いことですけど。こう言う所に地方税理士会支部の体質が顕著に出ているなと思いました。こんな事を書いてしまっているのかな

あ。

(3) 年末調整関係の資料は、直接、納税者へは送られません。何と、税理士事務所へ送られるのです。10月ごろに、各税理士事務所へ、関与先で各税理士事務所に年末調整書類を送って良い納税者についてリストに記入する様、用紙が送られてきます。

そのリストに納税者の印を押して、それを送り返しますと、年末調整関係資料は税理士事務所が一括して取り扱う事になるのです。これは、まずいんじゃないかしら。

どんな理由があるにせよ、書類は直接、納税者に送るべきでしょう。これは大きなカルチャーショックでした。こんな事が、地方国税局では、常識なのでしょうか。償却資産も同じです。絶対まずいですよ、これは。

地方には、地方の良さがきつとあるのではないかと、思いますので、今後は、その良さを評価できる様に、ローカルルールに溶け込みたいのですが、本当に溶け込んでしまったら、どうしましょう。半分、恐れ気もします。

もう39才なのですが、未だに転校して来た小学生の気分です。

KSK(国税総合管理)システムの問題点

● 制度関連委員長 佐藤 恭子 (東京)

1. 国税庁のコンピュータ化の歩み

国税庁は昭和41年からコンピュータの導入を開始し、都市局(東京・大阪・名古屋・関信の内埼玉県南)ではバッチ処理方式、地方局(都市局以外)では総合オンラインシステムにより事務処理を行って来た。KSKシステムは、これら2つのシステムを廃棄して新たなシステムとして導入されるものであり、個人・企業及び団体の情報を各人別に、全国的かつ一元的に管理することを目的としている。

2. KSKシステム導入の目的

平成7年8月に小川国税庁長官(当時)は、KSKシステム導入について「…国税当局が保有・蓄積している各種データを最大限有効利用することにより、効果的な税務調査や滞納整理の実施等、税務行政の高度化を図り、適正・公平な課税の実現に資するため導入するものである。」と述べている。

平成2年の税務署の機構改革で、明治以来の「税目別管理」から「納税者別管理」へ管理方法が変更された。年々増大する納税者に比して税務職員が増えない状況の中で「納税者別管理」によって税務情報の収集・申告・納税・債権管理・調査等の処理過程を効率的に行うことも目的の1つであるが、管理対象者を全国1本の通し番号で管理することにより消費税(特にインボイス制導入の場合)、資産課税(利子・配当等の金融資産課税、土地課税)、年金・給与に対する課税が容易となる。これは大衆課税の強化につながる危険性があるのではないだろうか。

3. KSKシステムの問題点

(1) 開発費用

国税庁予算概算要求によれば、平成2年から9年までで既に約1,400億円の開発費が投入されている。ランニングコストは年間約500億円であり、これは気象庁の年間予算に匹敵する金額である。しかし、KSKシステムによる納税者サービスは「納税証明の迅速な発行」「判例や相談事例の検索による税務相談の充実」(国税庁パンフレット「KSKシステムとは?」)といった程度にすぎない。

(2) プライバシーの保護

国税庁は個人情報保護していると主張しているにもかかわらず、プライバシー保護の観点からは、様々な問題が残されている。

まず、国税庁は本人の情報コントロール権を全く認めず、同意なしに本人に関する情報を蓄積し管理している。EUで

は「データ保護指令」によって、自己に関する個人データの処理には本人の同意が必要としているが、国税庁が個人情報保護法に基づき開示している情報は現在41ファイルにすぎず、かつそれは本人自ら提出した情報、あるいは本人周知の情報のみである。行政側が第三者から収集した情報は、たとえ本人に関する情報でも開示されない。

また、センシティブ情報といわれる特定情報が収集・保有されている。調査の協力度、税務への認識度、税理士の関与度、加入組合の情報等が納税者の質的管理に利用されている。

データ管理を行うものの観点から見ると、開発・運用に多くの民間業者が参加し、事務処理は外部への委託やアルバイト職員によって行われており、部外流出の危険が存在している。当然これらの従事者には国家公務員法の守秘義務は及ばない。

(3) 国民総背番号制への危険

行政共通番号制と納税者番号制が導入された場合には、システム内部の整理番号からの転換は容易であり、各種法定資料への番号記入の義務化とあわせて、他の行政機関との情報交換のみならず、民間信用機関からの情報入手が可能となり、納税者・国民と企業の全情報を集積することも可能となる。

(4) コンピュータによる数値の利用

KSKシステムによって情報化されたデータによる調査対象の選定や業者所得比率・青色専従者給与・役員報酬等の数値が安易に利用されるのではないかと危険が考えられる。

4. アメリカの税務情報近代化計画

KSKシステムについて考えるとき、同時期にアメリカで開始された税務情報近代化計画(TSM計画)が参考になるのではないと思う。

TSM計画は、納税者へのサービス向上と利益還元を「業務の効率化」以上に重視した計画である。まず、議会・会計検査院と国民に対して計画と予算を具体的に示し、開かれた議論を行った。また、TSM計画導入に当たり納税者に積極的に情報・知識提供と援助を税務当局が行うと約束し、納税者権利保障法(納税者の権利とセーフガード)、納税者の権利宣言等、税務行政手続の整備を行い、税務当局と納税者の関係を改革した。

しかし、導入の過程において従事従業員の税務申告書ファイルの盗み見事件や情報申告の処理エラー、巨額のOCR装置が作動しない等の問題が多発し、現在計画中止に追い込まれている。

2月1日よりNTTの発信電話番号表示サービスが開始され、2月2日より郵便番号が7桁になった。さらに2月19日には日本経済新聞第一面において、自治省が住民基本台帳の電算化ネットワークの2000年運用開始を目指し、「住民基本台帳法改正案」を3月上旬にも国会提出する方針を固めた旨の報道があった。これらはすべてPIJ（プライバシー・インターナショナル・ジャパン）がプライバシーに関して重大な問題ありと、警告を発しているものばかりである。

PIJ集會に参加

去る12月4日、衆議院第一議員会館会議室において、PIJ会員、国会議員、弁護士、司法書士、マスコミ関係者、税理士等が参加して、PIJ主催「つぶそう!国民総背番号制・国民皆登録証制～自治省の住民票コード、住民基本台帳カードに反対する～」が開催され、全青税からも10数名がこの集會に出席した。

PIJとは

PIJは、市民サイドからわが国のプライバシー環境の改善・整備のための政策提言を行うことをねらいに1994年末、ボランティアによって組織された、シンクタンク機能を持つ「プライバシーを守るための非政府団体」である。プライバシー問題に詳しい石村耕治朝日大学教授が代表を勤めている。

プライバシーとは何か

憲法13条において「すべて国民は、個人として尊重される」と定められており、基本的人権のひとつとしてプライバシーに関する権利が認められている。プライバシー権は、古典的には「個人の私生活に関する事柄を他人や社会から知られず、干渉されない権利」だったが、高度情報化が進むにつれ「自分の個人情報をどの程度公開するかは自分で決める。他人が自分の個人情報を握っている場合には、その内容を権利として開示させる。この場合、内容に誤りがあればそれを権利として訂正を求めることができる。つまり個人情報の自己コントロール権」と認識されるようになってきたのである。

住民基本台帳法改正試案の問題点

「試案」の内容は、住民基本台帳事務の簡素効率化、国、地方公共団体の行政の効率化・合理化をはかり、住民の利便を増進するため、すべての国民に「住民票コード」をつけ、また本人の申請とはしながらも「住民基本台帳カード」の交付を規定している。

①「住民票コード」は他の行政機関においても利用することを想定しているため、その実質は「国民総背番号」そのものになる。

②個人情報に関して万全の保護措置を講ずるとしているが、PIJでは以前から「住民票コード」が多目的利用されるようになると、個人情報が民間に流出してしまうのは必至であり、このような保護策は何の役にも立たず、個人情報保護法の制定、プライバシー・オンブズマンの設置が不可欠であることを指摘している。

③「住民基本台帳カード」はその利用範囲が拡大していけば、「国民登録証」になりかねない。また、ICカードによる記憶部分に様々な個人情報を書き込むのは、個人情報保護の観点から危険である。「試案」の問題点は枚挙にいとまがないが、PIJは主に以上のような問題点を指摘し、自治省に対して立法作業を直ちに中止することを求める決議を満場一致で採択した。

非効率性は民主主義と人権を守るためのコスト

私は、石村教授がPIJや著書で述べられている次の言葉が、この問題を考える上でもっとも大事な基本だと思っている。「民主主義は個人の意見・考え方が尊重されるため、時間がかかり、非効率・非効率であるといわれます。共通番号の多目的利用が効率的であるということと非効率・非効率な民主主義は相容れない関係になります。今、私たちの前には、効率性をとるか、民主主義をとるかという問題が突きつけられています。私は、ためらうことなく、後者を選択します。民主主義の根本たる人権を守るには、番号による個人情報の管理・運用が時代にマッチしていることを認めつつも、番号で情報を管理・利用する側は、各々、使用目的を限定した番号とするなど、あえて非効率なシステムを構築する必要があります。非効率は民主主義と人権を守るためのコストなのです。」

「改正案」が成立してしまったら

今年の全国青税の定期総会が岐阜で行われるからでしょうか、住民基本台帳法改正案が成立してしまったら、「鶉飼いの鶉」になってしまった私たちの姿が、目に浮かびませんか。

法対策部より

法対策部長 山本 大志 (東京)

納税者権利憲章を学ぶ

1997. 12 埼玉

拡大法対策部会

埼玉県浦和市の埼玉会館という立派な建物の中で講師に近藤忠憲氏（現東京税理士会調査研究部長、東京青税会員、元東京青税会長）を招き、表題の学習会が行なわれた。

参考図書は、石村耕治朝日大学教授の「先進国の納税者権利憲章」という本であり、参加者にはこの高価（価値が高いということ）な本が無料で配布された。

講師の近藤氏によれば、先進国の租税法体系の中には、何からの形で、納税者に対する税務調査手続をはじめとする税務行政の手続規定が、納税者の権利を護るという立場で、規定されているという。これに対してわが日本は、税務官史のやりたい放題である。「法律に規定がないから、更生処分についての理由は書く必要がない」などと、強弁し、居直る。税務官史は、国民＝納税者を、税務署の裁量でどうにでもできるという。まさに無法地帯の一例にすぎない。理由のない処分にどうやって異議申立をしるというのか。うすうすは感じていたが、日本という国の後進性に改めて、情けない気がした。

しかし、これではいけないと講師は語る。外圧（WTO）を利用しながら、納税者の権利宣言を押しすすめるのは、税理士界の本流たる青税の使命ではないかと熱っぽく語られた。少し気が重くなったが、浦和のうまい生ビールを飲んで、またやる気が出た。



法人税改革を読む

1998. 1. 11 岐阜

役員研修会

本年の全青の大会が行なわれる、長良川のほとり、岐阜グランドホテルで講師に加藤義幸氏（現名古屋税理士会調研部副部長、名青税会員）を招き、表題の研修会が行なわれた。

講師の加藤氏は、まず税制改革などのいち早い情報収集の重要性について語られた。そしてそのメディアを、インターネットの官公庁ホームページに求められているのであった。

その甚大な資料をもとに、講師自らが加工を加え、図式化したレジュメは、大変わかりやすく、読みやすい。



そして、改革の方向を時系列化することや、その根本の思想を探ることで、改革の真の意味を探り、私たちに教えてくれた。

例えば、同族会社の役員家族の給与についても、今般の改革では、不相当高額部分は、損金不算入ということになっている。これに対して、「コレは、税務署が給与の額について決定権を握るということです」とキレのいい説明をされる。

国民のための法人税改革、憲法の応能負担原則に従った税制改革とは、何かについて改めて考えさせられたいい機会であった。その夜は長良川に浮かぶ船の上で、一杯やったので、とてもいい気持ちでホテルを後にした。

今年の夏は岐阜で決まり!

パンフレットと申込書が出来上がりました。皆さん、見ていただけましたか。今年の全国大会は、10年ぶりに岐阜で開催させていただきます。準備も着々と進み、今は皆さんのお申し込みを首を長くして待っています。

さあ、パンフレットをよく読んで早速お申し込みください。

☆岐阜ってどこにあるの？

地図を見てください。まさしく岐阜は日本のまん真ん中です。名古屋からはJRの新快速で20分、名鉄特急で25分です。そして、大会会場のある長良川河畔まではタクシーで15分です。そんなに遠くないでしょ。よし、行こう。

☆ある関西地区の独身女性会員の岐阜大会

せっかく岐阜まで行くんだから、やっぱり前夜祭に出なくっちゃ。ということで、出発日は、8月1日(土)に決定。ホテルの受付は午後3時まで済ませなきゃ。岐

阜羽島駅には、午後2時には着かないとダメかな。夜の鶺鴒と長良川花火大会は最高って岐阜青税の人達は言ってたけど本当にステキだったわ。

8月2日(日)は大会当日。午前中は時間があるから、近くの岐阜公園にでも出かけましょうか。

昼食は前もって調べておいた、お店でいただきます。

午後は、岐阜青税が企画した講演会に出席。

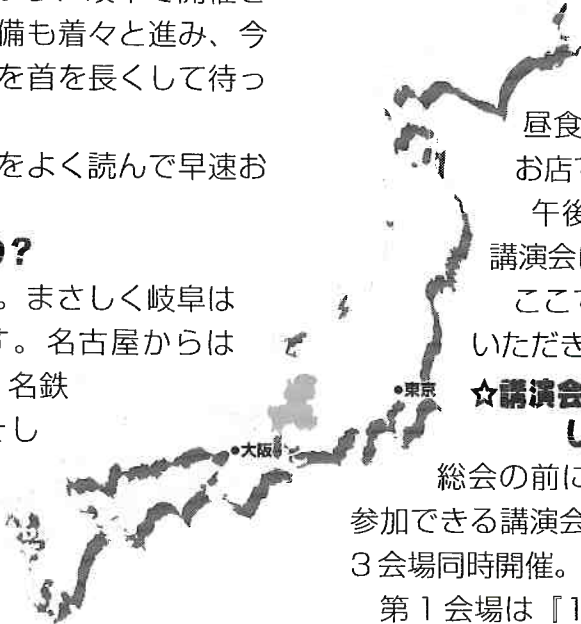
ここで、講演会の紹介をさせていただきます。

☆講演会には家族の皆さんも参加してちょ!

総会の前には、家族の方々も一緒に参加できる講演会を企画しました。それも、3会場同時開催。はしごもOKです。

第1会場は『1300年の伝統鶺鴒』がテーマです。難しいお話はなし。宮内庁式部職鶺鴒匠の杉山秀夫さんに鶺鴒や水槽をホテルに持ち込んでいただき、実演を交えて楽しく、興味深く鶺鴒を語っていただきます。衣装も間近で見られる。これは、見なきゃ損、聞かなきゃ損ですよ、お父さん、お母さん、ぼくちゃん、お嬢ちゃん。また、前夜祭の鶺鴒の復習になるかもね。

第2会場のテーマは『自然と昆虫おもしろ話』。講師はテレビでも活躍の名和秀雄さん。何故か、「ひでお」が二人続く。この会場もまた子供たちと一緒に楽しめそう。まちの子供たちは自然に触れる機会も少ないはず。せっかく自然があふれる岐阜に来たんだから、いい思い出にしてください。



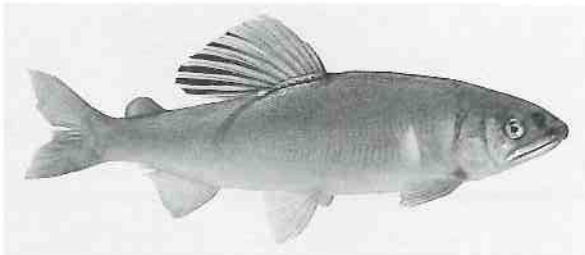
▲岐阜グランドホテル

ひょっとしたら、夏休みの研究の「ねた」になるかも？

また、名和先生は名和昆虫博物館の館長さん。講演が終わったら、覗いてみるのもいいかもね。ホテルから5分で行けるよ。

第3会場はこれもやっぱし岐阜ならでの講演。演題が『織田信長と岐阜城』。これは夏休みなのに勉強したいお父さんや高学年のお子様向きかな。これも自由研究の「ねた」にきつとなる。「楽市楽座」「岐阜城下町」うーん興味深々。講師は岐阜城副館長の加納宏幸さん。信長を語らせたなら加納先生の右に出るものなし。400年前にタイムスリップしてください。

さあ、女性に合うのはどの講演会かな？話はもとに戻る。



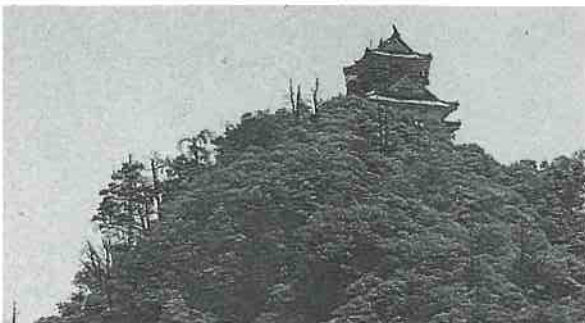
▲アユ

午後2時45分からは総会。これが全国大会のメイン。ちゃんとして出席しなきゃ。

総会の後は待ちに待った大懇親会。岐阜青税のアウトホームな企画って何かしら？ここは内緒です。

本当はこの日で帰ろうと思ってたけどやっぱり「観光やな」で鮎が食べたい。申し込んでおいてよかったわ。ということで明日は観光旅行のBコースに参加よ。

8月3日(月)大会翌日は、観光旅行。美濃市の和紙の里会館で伝統工芸を見学、

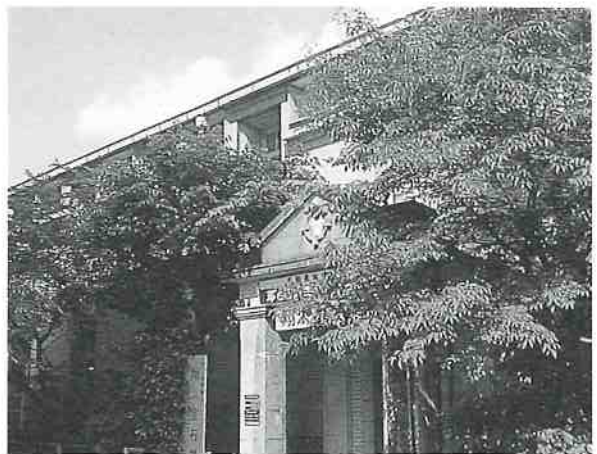


▲金華山

その後は、鮎づくしの昼食。あーあ来てよかった。おいしーい。これで心おきなく家に帰れるわ。ということで彼女は岐阜の地を後にするのであった。

☆ある関東地区の家族もち男性会員の場合

彼は岐阜大会を夏休みの家族サービスにしようと企画した。しかし、運悪く、前夜祭には仕事の都合で参加できない。そこで彼は、大会後半の観光ツアーにかけた。したがって日程は8月2日(日)から4日(火)に決定。



▲名和昆虫博物館

2日のお昼に岐阜入りした家族はまずは講演会に参加。どの講演会にしようかなー？講演会の後は、お父さんは総会へ、そして家族は金華山ロープウェイへ。懇親会に遅れるなよ。午後6時から始まった懇親会は、子供たちも大喜び。お父さんの株は急上昇。

翌日は、飛騨高山と郡上八幡へ。岐阜市とはまたひと味違った風情に家族はまたまた大満足。盆踊りも初体験。鮎づくしでお腹も一杯。またまた、お父さんの株は上昇するのであった。めでたしめでたしの岐阜大会二泊三日でありました。

とにかく、楽しい企画満載の岐阜大会。

今年の夏は岐阜で決まり。

大勢の皆様の来岐を心よりお待ち申し上げます。

(全国大会実行委員会動員担当 竹市憲正)

あ と が き

近畿青税 藤田 美恵子

全国の青税会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。ほっと一息つかれている方もあれば、3月決算法人の申告の申告を控え、休む間もなく、机に向かわれている方もおられることでしょう。そんな合間に、今回の全青広報誌「青税連No.117」は、いかがでしたでしょうか。麻木広報部長が全勢力を揚げての企画です。

「税判改正についての雑感」…。私思うに、正にお説ごもつとも！ 日本国民よ何故怒らないのか、いやある程度怒っているように思えるが簾に腕押し？ 全青よ頑張ろう。

「日税連役員との懇談会」…。民主的会務運営を節に願う。全青としての質疑、要望であるが、その解答はなんとなく国会答弁に似た玉虫色に感じるのは私だけ？ それでも言い続けることに意義がある。

個人会員の声として「地方公共団体の外部監査人の心得」オンブズマンの近年の活動が確実に成果をあげている。全青は…。

でも100名近い個人会員に原稿依頼をしたが返ってきたのが4人では少し寂しい。

「KSKシステムの問題点」「PIJ報告」その他エトセトラ。さて、あなたの心には何が残ったのでしょうか。全青に対してのご意見、ご感想があれば、事務局までご一報下さい。

全青広報誌の企画は、全青会員である、あなたの意見から始まります。



岐阜理事会にて